

広島県告示第千百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中筒賀下線	山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻三五四番二地 先から 山県郡安芸太田町大字中筒賀字田之尻三六五番四地 先まで	令和二年十一月五日